

要員認証機関に対する認定の基準

JAB PN100-~~2007~~12 (D2)

第2版：2012年mm月dd日
制定日第1版：2007年 3月19日

公益財団法人日本適合性認定協会

要員認証機関に対する認定の基準

序文

この基準は、以下の本文で別段の定めのない限り、~~JIS Q ISO/IEC 17024:2004~~~~12 (ISO/IEC 17024:2003)~~「適合性評価 Conformity assessment - 要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項 General requirements for bodies operating certification of persons」を変更することなく採用する。

備考1：ISO/IEC 17024:2012と同等内容のJIS Q 17024が制定された時点で、ISO/IEC 17024:2012をJIS Q 17024 (ISO/IEC 17024:2012) に読み替えるものとする。
2：この基準では、ISO/IEC 17024:2012邦訳版（一般財団法人 日本規格協会発行）にて用いられている用語を使用する。なお、JIS Q 17024が制定された時点で、同JISで用いられている用語に読み替えるものとする。

1. 適用範囲

この基準は、要員認証に関する適合性評価サービスを提供する機関（~~以下、認証機関という~~）に対する要求事項を規定する。

備考：上記の序文及び適用範囲は、この基準のために記載したものであるが、ISO/IEC JIS Q 17024:2004の「序文」及び「1. 適用範囲」を変更する意図はない。意図しているのは、JIS Q ISO/IEC 17024:2004~~12~~との整合である。

2. 引用規格及び関連文書

この項に掲げる規格又は文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版(追補を含む)には適用しない。西暦年の付記のない引用規格又は文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト（www.jab.or.jp）で閲覧及びダウンロード可能。

2.1 引用規格

次に掲げる規格は、この基準に引用されることによって、この基準の規定の一部を構成する。

JIS Q ISO/IEC 17024:2004~~12~~の「2. 引用規格」を適用する。

2.2 関連文書

JAB PN200 要員認証機関の認定の手順

3. 定義

JIS Q ISO/IEC 17024:2004~~12~~の「3. 用語及び定義」を適用する。

4. ~~認証機関に対する一般~~要求事項

JIS Q ISO/IEC 17024:2004~~12~~の「4. ~~認証機関に対する一般~~要求事項」を適用する。

5. 認証機関が雇用又は契約する者組織運営機構に対関する要求事項

~~JIS Q ISO/IEC 17024:2004~~12の「5. 認証機関が雇用又は契約する者組織運営機構に対関する要求事項」を適用する。

6. 認証プロセス資源に関する要求事項

~~JIS Q ISO/IEC 17024:2004~~12の「6. 認証プロセス資源に関する要求事項」を適用する。

7. 記録及び情報に関する要求事項

ISO/IEC 17024:2012の「7. 記録及び情報に関する要求事項」を適用する。

8. 認証スキーム

ISO/IEC 17024:2012の「8. 認証スキーム」を適用する。

9. 認証プロセス要求事項

ISO/IEC 17024:2012の「9. 認証プロセス要求事項」を適用する。

10. マネジメントシステム要求事項

ISO/IEC 17024:2012の「10. マネジメントシステム要求事項」を適用する。

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田1丁目22-1
五反田ANビル3F
Tel.03-3442-1214 Fax.03-5475-2780

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。